

## 実技指導を伴う体育の授業に関する留意事項

保健体育課

本留意事項の内容を参考に可能な限り感染症対策を行ってください。

### «指導に際して»

- 各学校においては、感染症対策の徹底が必要であるため、本留意事項の内容を学校内で共有するとともに、児童生徒等や保護者の理解を図ったうえで授業を行うこと。
- 児童生徒等に対して、授業中や運動中であっても体調に不調を感じた場合は無理をせず直ぐに活動をやめさせるとともに、担当教員や周囲の人々に伝えるよう指導しておくこと。
- 臨時休業の影響（運動不足、不規則な生活など）や暑さに不慣れなことなどを考慮し、気温の高くない時期であっても熱中症には十分注意すること。なお、活動の際にはWBGT計を活用するなど「熱中症予防のための運動指針」に則り適切に対応すること。

### «授業環境、用具について»

- 体育館・柔道場等の活動場所は、たとえ、広く天井の高い場所でも密閉空間とならないように、2方向以上の窓等を同時に開けるなど、換気を励行すること。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。また、手指で目、鼻、口ができるだけ触らないよう指導すること。

### «更衣場所について»

- 児童生徒等が密集することのないよう、更衣場所を複数準備する、時間をずらす、時間を区切るなどして、十分な距離を保てるスペースを確保すること。
- 児童生徒等に対して、不必要的会話や発声をせず短時間で更衣するよう指導するとともに、更衣場所の使用前に各5分程度の換気を行うこと。また、1つの更衣場所を複数の講座で使用する場合、講座が入れ替わる毎に換気を行うこと（通気の悪い施設では、扇風機等を利用し、空気の入れ替えを促すこと）。この場合、防犯上の観点から更衣場所を施錠する時は、窓を開けて換気を行う必要はないが、換気扇が設置されている場合には常時使用すること。
- 児童生徒等に対し更衣場所利用の前後に手洗いをするよう指導すること。併せて、ドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒等が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。

### «実技を伴う授業での配慮»

- 児童生徒等のマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、以下の事項を十分に踏まえた対策を講じること。
  - ・授業のためにマスクを外している間、児童生徒等間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどを縦列で行う場合は前走者の呼気をあびることが考えられるので、更に長い距離を確保すること。また、児童生徒等が教え合う場面では、児童生徒等に不必要的会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、マスクの適切な取扱い方法や体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
  - ・軽度な運動を行う場合や児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒等の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、活動を中止し必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒等との距離を2m以上確保して休憩するよう指導すること。
  - ・熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避け、換気や消毒など感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
  - ・毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒等の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒等の体育の授業への参加は見合わせること。また、授業を見学する児童生徒等については、マスクを着用させるとともに、児童生徒等間の距離を1～2m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、見学する児童生徒等が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒等との距離を2m以上確保するよう指導すること。
  - ・教員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すること。ただし、呼吸が苦しいなどの自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒等への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要的会話や発声を行わず、児童生徒等との距離を2m以上を確保すること。(聴覚に障がいがある児童生徒等へは、個々に応じた対応を行うこと)
  - ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等がある児童生徒等の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を丁寧に確認した上で個別に対応すること。

#### «水泳の授業について»

- 学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合において、水中感染のリスクは低く授業の実施は可能とされているが、実施にあたっては「3密」の場面を避けるなど、十分な対策を講じること。

- 各校の状況に応じて、下記のような工夫を講じても、「3密」を避けることが出来ない場合は、今年度についての水泳授業の実施を控えること。（小学部の「水泳運動系」、中学校・中学部1・2年生の「水泳」の取扱いについても同様）

«3密を避ける工夫例»

- ・プールサイド、プール内とともに児童生徒等の「動線を一方通行にする」「間隔を十分にあける」こと
- ・スタートの間隔に余裕を持ち児童生徒等間の接近を回避する
- ・プールから上がる場所を指定し、ラダー周辺に児童生徒等が集まらないようにする
- ・泳順を待つ際にも児童生徒等間の間隔が保たれるようにする
- ・バディシステムについては直接の接触を避け、目視や挙手など別の方法で対応するなど

- 学校プールについては、学校環境衛生基準に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーの水栓など児童生徒等が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。
- 児童生徒に不必要的会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。また、プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるよう、複数の講座による合同授業はなるべく避けること。
- 児童生徒が手をつないだり、体を支えるなど、児童生徒が密接する活動は避けること。ビート板などの用具を使用する場合は、児童生徒間での用具の使い回しは避けるとともに、使用後に消毒を行うこと。
- 児童生徒等によるプールサイドでの人数確認は、互いに手をつないだり、密着して座ることはせず、2m以上の身体的距離を確保しつつ同時に挙手してお互いを確認するとともに、教員による名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をすること。
- 児童生徒等が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
- 教員が児童生徒等の介助等で入水する際は、別添資料を参考に水泳指導用マスクを利用するなどの対策を講じること。
- 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記の内容を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が上記の内容に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。